



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年8月24日金曜日 第1890号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則..... 887

### 告 示

指定障害福祉サービス事業者の指定..... 888

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 888

地籍調査の成果の認証..... 889

新たな土地改良事業の施行の認可（2件）..... 889

土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 889

市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 889

建設業者の許可の取消し..... 889

公共測量の実施の通知..... 890

道路の区域変更（県道川之江大豊線）..... 890

開発行為に関する工事の完了..... 891

道路の位置の指定..... 891

### 監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表（2件）..... 891

## 規 則

### ○愛媛県規則第35号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年8月24日

愛媛県知事 加戸守行

### 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和23年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（変更等届出書）</p> <p><b>第9条</b> 規則第71条に規定する届出は、変更等届出書（様式第5号）に営業許可証を添付してしなければならない。ただし、当該届出が規則第67条第1項第1号（申請者の住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）に係る部分に限る。）又は第5号に係るものであるときは、営業許可証の添付を要しない。</p> <p>2 省略</p> <p><b>様式第3号</b>（第7条、第9条、様式第4号関係） （表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">許可番号 第 号</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">営業者 氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）</p> <p>省略</p> </div> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> </div> <p><b>様式第5号</b>（第9条、第10条関係） 省略</p>	<p>（変更等届出書）</p> <p><b>第9条</b> 規則第71条に規定する届出は、変更等届出書（様式第5号）に営業許可証を添付してしなければならない。ただし、当該届出が規則第67条第1項第5号</p> <hr/> <p>に係るものであるときは、営業許可証の添付を要しない。</p> <p>2 省略</p> <p><b>様式第3号</b>（第7条、第9条、様式第4号関係） （表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">愛媛県指令 第 号</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">営業者</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）</p> <p>省略</p> </div> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> </div> <p><b>様式第5号</b>（第9条、第10条関係） 省略</p>

届出事項	住所の 変更	氏名の 変更	省略
記入及び添付 を要する項目	1 . 2 . 3 □	1 . 2 . 3 イ . □	省略

届出事項	住所又は氏名の 変更	省略
記入及び添付 を要する項目	1 . 2 . 3 イ . □	省略

省略

注 省略

省略

注 省略

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 改正後の食品衛生法施行細則（以下「新規則」という。）第9条第1項及び様式第5号の規定は、新規則様式第3号の規定により交付した営業許可証の添付について適用し、次項の規定により新規則様式第3号の規定により交付したものとみなされる営業許可証の添付については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際現に改正前の食品衛生法施行細則様式第3号の規定により交付している営業許可証は、新規則様式第3号の規定により交付した営業許可証とみなす。

告 示

○愛媛県告示第1384号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成19年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101174	株式会社民友会	松山市若葉町1番3号	安 藤 健 司	居宅介護	民友会在宅介護ステーション	松山市若葉町1番3号	平成19年 8月22日
3810101174	株式会社民友会	松山市若葉町1番3号	安 藤 健 司	重度訪問介護	民友会在宅介護ステーション	松山市若葉町1番3号	平成19年 8月22日

○愛媛県告示第1385号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
ヴェスタ吉田	宇和島市吉田町東小路甲175 - 3	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日	平成19年 8月13日
			株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年 7月24日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ、株式会社ラボネットワーク	株式会社フジ	平成15年 2月28日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工

労政課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1386号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成19年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
松山市	西石井地区 居相地区	平成17年度から 平成18年度まで	松山市の 地籍図及び地籍簿
西条市	飯岡、下島山の 一部	平成17年度から 平成18年度まで	西条市の 地籍図及び地籍簿
大洲市	喜多山第9、 10、12	平成17年度から 平成18年度まで	大洲市の 地籍図及び地籍簿
東温市	山之内の12、13、 14、15	平成16年度から 平成18年度まで	東温市の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成19年 8月24日

○愛媛県告示第1387号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・八反地地区）の施行を平成19年8月10日認可した。

平成19年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1388号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮西地区）の施行を平成19年8月10日認可した。

平成19年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1391号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成19年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(特-18)第7号	平成18年 4月4日	(株)浅木組	鈴木 蒔	西条市船屋221	平成19年 7月3日	土工工事業 建築工事業 造園工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1389号

道前平野土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 道前平野土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 道前平野土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成19年 8月27日から 9月25日まで

3 縦覧場所

西条市役所本庁、西条市役所東予総合支所、西条市役所小松総合支所及び西条市役所丹原総合支所

○愛媛県告示第1390号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・横内地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・横内地区）計画書の写し
- (2) 伊予市営土地改良事業等の分担金の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成19年 8月27日から 9月25日まで

3 縦覧場所

伊予市役所

( 般 - 14 )第1732号	平成14年 10月16日	松本塗装工業	松本 晃雄	今治市喜田村7 - 2 - 34	平成19年 7月3日	塗装工事業	建設業の廃止 (事業継承)
( 般 - 18 )第7071号	平成18年 5月7日	(有)森本組	森本 薫	西条市下島山甲464	平成19年 7月3日	土工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
( 般 - 18 )第11224号	平成18年 8月16日	(有)和田工業	和田 定孝	松山市元町4 - 6	平成19年 7月5日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 14 )第8455号	平成14年 9月27日	(有)日進工業	田中 幹雄	伊予郡松前町大字恵久美 558	平成19年 7月6日	土工事業 とび・土工事業 石工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 17 )第498号	平成17年 5月13日	(株)松居建匠	松居 省三	松山市中村3 - 2 - 13	平成19年 7月12日	土工事業 建築工事業	建設業の廃止
( 般 - 18 )第10282号	平成18年 9月18日	(有)佐川建設	佐川 安子	大洲市上須戒甲1394	平成19年 7月13日	土工事業	建設業の廃止
( 特 - 15 )第15416号	平成15年 10月6日	(株)フジ	尾崎 英雄	松山市宮西1 - 2 - 1	平成19年 7月17日	建築工事業 大工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
( 般・特 - 16 )第7591号	平成16年 12月3日	保内建設(有)	坂本 隆次	八幡浜市保内町喜木2 - 51 - 4	平成19年 7月18日	土工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
( 般・特 - 14 )第13863号	平成14年 11月12日	愛媛総合建設(株)	加藤 亮	松山市堀江町甲448	平成19年 7月18日	土工事業 建築工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 塗装工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
( 般 - 18 )第9094号	平成18年 5月15日	(有)兵頭工務店	松本 孝俊	西予市野村町野村12 - 34 9	平成19年 7月24日	土工事業 建築工事業	建設業の廃止
( 般 - 14 )第12957号	平成15年 1月31日	(有)動源開発	多川 春夫	松山市長師55 - 1	平成19年 7月26日	土工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
( 般 - 18 )第13410号	平成18年 5月31日	東愛媛ハウジング(株)	藤田 賀久	新居浜市中須賀2 - 7 - 22	平成19年 7月26日	土工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 18 )第9272号	平成18年 11月14日	(株)サンワ	村上 良治	今治市伯方町木浦甲3458 - 5	平成19年 7月27日	左官工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般・特 - 17 )第15748号	平成17年 5月23日	(株)ダイイチマリン	横山 明也	松山市湊町7 - 6 - 3	平成19年 7月30日	管工事業 鋼構造物工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1392号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構今治都市開発事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量  
(3級基準点測量)
- 2 作業期間 平成19年8月24日  
平成20年3月19日まで
- 3 作業地域 今治市

○愛媛県告示第1393号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	川之江大豊線	四国中央市上分町96番2から 同市上分町468番1地先まで	旧	メートル 5.8～6.8	キロメートル 0.223	
			新	5.9～19.5	0.223	

○愛媛県告示第1394号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
19八局西土第595号 平成19年 8月 8日	西予市宇和町永長482番1、483番、484番、487番、488番、591番、594番、 595番、598番、599番1、487番地先水路、里道及び591番地先水路	香川県高松市春日町1378番地 四国コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役 橋 本 建 夫

○愛媛県告示第1395号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

四国中央市下柏町字ツバキ93番2、93番3、93番4、93番5、  
93番6、93番2地先農道及び93番3地先水路並びに同市下柏町字  
東茶地89番及び89番地先農道

2 申請人の住所氏名

四国中央市妻鳥町1209番地1  
篠原不動産 篠原 和子

3 図面省略

監 査 公 表

○公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年 8月24日

愛媛県監査委員 壺 内 紘 光  
同 白 石 友 一  
同 岡 田 志 朗  
同 田 中 多 佳 子

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今治地方局健康福祉環境部	平成18年 7月18日
西条地方局建設部	平成18年 8月23日
松山地方局建設部	平成18年 9月 6日

（監査の結果）

1 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金  
については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮  
減により一層努められたい。  
（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	1,592,800	355,800	1,948,600	
16年度	310,200	45,600	355,800	
差引増減	1,282,600	310,200	1,592,800	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	85,088	102,270	187,358	
16年度	0	204,540	204,540	
差引増減	85,088	102,270	17,182	

（今治地方局健康福祉環境部）

2 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減により一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	459,800	213,100	672,900	
16年度	399,500	151,200	550,700	
差引増減	60,300	61,900	122,200	

（西条地方局建設部）

3 違約金（工事請負契約に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
13年度	970,150	
計	970,150	

（松山地方局建設部）

（措置の内容）

1 今治地方局健康福祉環境部  
母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金  
については、資金の貸付申請時において、制度の十分な説明と適正な

償還計画の指導を行うほか、償還開始時には借主に償還が始まる旨を連絡し期限内に納付するよう指導するとともに、納付がなかった者に対しては、督促状の送付、借主若しくは保証人への電話や訪問による督促を行うなど償還指導に努めた。

その結果、母子福祉資金貸付金償還金については、前年度からの滞納繰越額 1,948,600円のうち 149,900円の納入があったが、18年度償還分 1,750,448円が未収となったことから、18年度未現在の収入未済額は 3,549,148円となっている。寡婦福祉資金貸付金償還金については、前年度からの滞納繰越額 187,358円のうち 102,270円の納入があったが、18年度償還分 138,465円が未収となったことから、18年度未現在の収入未済額は 223,553円となっている。

近年の景気の低迷により、離職し管外へ転出する者や病弱により生活に困窮し償還できない者が多く、償還未済額は増加する傾向にある。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により収入の確保に努めたい。

2 西条地方局建設部

県営住宅貸付料については、平成17年度末時点で 672,900円（9名）の収入未済額があった。滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納付指導に努めた結果、359,400円（6名）の納付があったが、18年度新たに 2,060,300円が未収となったことから、平成18年度未現在の収入未済額は 2,373,800円となった。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めたい。

3 松山地方局建設部

A社の違約金については、平成15年2月7日、同社が破産宣告を受けたため、同年3月5日に「債権届出書」を松山地方裁判所に提出した。

同社の資産（油圧ショベル11台のうち4台）については、資産の所有権について係争中であった債権者B社との間で和解が成立し、B社から破産管財人に油圧ショベル4台分の代金として250万円の支払があったが、債権者への配当は、全資産の換価終了後となるため、当代金についてもその時点まで保留されることになる。

A社の残資産である油圧ショベル7台の換価状況については、明らかにされていないが、たとえ換価することができたとしても、すでに処分された4台分の価格から推測して少額にしかならないと考えられること、同社の負債総額が多額にのぼること、また、支払順位が租税公課優先となることなどから、違約金への配当の可能性は低いものと見込まれる。

なお、今後の処分状況を見極めながら、債権回収に努めたい。

○公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年 8月24日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光  
同 白石 友 一  
同 岡田 志 朗  
同 田中 多佳子

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
子 育 て 支 援 課	平成18年10月31日

（監査の結果）

1 児童扶養手当返還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	1,750,170	27,073,360	28,823,530	
16年度	3,590,250	24,382,730	27,972,980	
差引増減	1,840,080	2,690,630	850,550	

2 児童扶養手当の過誤払金については、納期限内の収入確保に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）	備 考
17年度	1,102,120	
16年度	392,520	
差引増減	709,600	

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	18,392,023	100,043,853	118,435,876	
16年度	16,304,915	88,139,387	104,444,302	
差引増減	2,087,108	11,904,466	13,991,574	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	1,313,478	14,273,329	15,586,807	
16年度	920,428	14,189,284	15,109,712	
差引増減	393,050	84,045	477,095	

（措置の内容）

1 児童扶養手当返還金については、過誤払金返納対象者に対して同手当の受給資格喪失等に伴う返還金が発生していることを市町を通じて十分説明するとともに、前年度から滞納となっている者については、督促状及び催告書の送付など納入指導に努めたものの回収に至らず、平成18年度末現在で17年度からの繰越分 1,102,120円（過誤払金戻入未収額）を含め29,925,650円が未納となっている。

なお、返還金は、主に受給者の受給資格に関する届出遅延により発生していることから、市町に対して受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導、関係部門との連携及び関係公簿等の確認について周知徹底を図り、返還金発生のもた防止に努めたい。

2 17年度に発生した過誤払金の戻入未済額 1,102,120円については、債務者に対し、発覚時に戻入通知書、18年度繰越時に納入通知書を送付し、債務の通知を行った。さらに、18年11月1日に督促状を送付したが、生活保護や障害年金を受給しているなど生活苦を理由に19年6月末時点で未納となっている。

また、18年度においても過誤払金 658,280円が発生し、574,840円は年度内に回収したものの、83,440円が未納となっている。このため、引き続き市町を通じた納入指導や電話による督促などに努めたい。

3 母子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越分 134,022,683円のうち、6,612,668円が18年度内に納入されたが、18年度償還分21,174,462円が未収となったことから、18年度末の収入未済額は 148,584,477円となっており、引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めて参りたい。